

2019年度

ケガと病気の保険のご案内

< 団体総合生活補償保険（MS&AD型）/ 団体長期障害所得補償保険/ 学生・子ども総合保険/ 団体総合生活補償保険（個賠型） >

～親の介護について考え直してみませんか？～< 親介護コース >



病 気

病気の治療のため
手術を受けた



病気の治療のため
放射線治療を受けた



日常生活賠償

お店の商品を
壊してしまった



自転車で他人にぶつ
かりケガをさせてし
まった



「こんな時」に
お役に立ちます

ケ ガ

地震で避難の
際にケガをした（※）



天災危険補償

（※）天災危険補償特約をセッ
トした場合のみに限ります。

サッカーをして
いてケガをした



自宅で料理中にヤケ
ドをした



前年からご加入の皆さまへ

改定のご案内

料率改定に伴い、前年ご加入の内容から保険料が変更となります。変更後の保険料につきましては、3～6ページにて必ずご確認ください。

※この保険は倉敷紡績株式会社が保険契約者となる団体契約です。

- 保 険 期 間：2019年10月1日午後4時から2020年10月1日午後4時まで1年間
- 保 険 料 の 払 込 方 法：2019年12月給与から毎月引き取り
- 加 入 資 格 者：お申込人となる方はクラブウグループ※の役員・従業員に限りです。
※クラブウグループとは、倉敷紡績株式会社および倉敷紡績株式会社の
関連会社・子会社です。
- 加 入 申 込 票 提 出 先：各事業所の係の方までご提出ください。

別冊の「2019年度 ケガと病気の保険 重要事項のご説明」とあわせてご確認のうえ、ご加入ください。

加入申込票提出締切日：2019年8月31日（土）

団体割引

20%適用

団体総合生活補償保険（MS&AD型）

例えばこんなときにお役に立ちます

事故例			コース名	病気・ケガのコース		病気のみコース	ケガのみコース		自転車利用者向けコース		親介護コース
				A	AT	C	D	DT	E	ET	P
				天災なし	天災付	天災なし	天災なし	天災付	天災なし	天災付	
基本補償	自動車にはねられてケガをした		○		×		○		○ ^{※1}		×
	自転車で転んでケガをした		○		×		○		○		×
	スキー中に転んでケガをした		○		×		○		×		×
	階段から落ちてケガをした		○		×		○		×		×
	病気の治療のため入院した		○		○		×		×		×
	病気の治療のため手術を受けた		○		○		×		×		×
	病気で入院し、放射線治療を受けた		○		○		×		×		×
	病気の治療のため入院、退院した後、その病気治療のため通院した		○		○		×		×		×
	地震にあいケガをした（天災危険補償特約）		○ ^{※2}		×		○ ^{※2}		○ ^{※2}		×
父親が階段で倒れ骨折し、立ち上がりや歩行に支えが必要となり要介護2と認定された		×		×		×		×		○	
オプション	自転車搭乗中に過って他人にケガをさせてしまった		○ ^{※3}		○ ^{※3}		○ ^{※3}		○ ^{※3}		○ ^{※3}

○：補償されます。 ×：補償されません。

※1 自転車利用者向けコースの対象となるケガは自転車事故に限りません。「交通事故（交通用具の火災事故等を含む）」によるケガを補償します。

※2 天災危険補償特約付コースにご加入の場合のみ補償されます。

※3 オプションで日常生活賠償に加入された場合のみ補償されます。



お一人で複数のコースにご加入を希望される場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

「ケガと病気の保険」の特長

1. 保険料には**団体割引 20%**が適用されています。（損害率による割増率は、今年度は0%です。）
2. 入院保険金は、**1日目からお支払い**します。
3. **通院も補償の対象**となります。（病気の通院は退院後に通院した場合のみ。通院が補償対象となるコース、詳細については次ページでご確認ください。）
4. **天災危険補償特約付きコース**に加入することで、**地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償の対象**とすることができます。

被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲

クラブウグループの役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

■保険金額表■

(1口あたり(保険料、加入限度口数は3ページをご参照ください。))

★天災危険補償特約付セットをおすすめします！

コース名		病気・ケガのコース		病気のみコース	ケガのみコース		自転車利用者向けコース*	
		A	AT	C	D	DT	E	ET
		天災なし	★天災付	天災なし	天災なし	★天災付	天災なし	★天災付
病気・ケガで入院したとき (疾病/傷害入院保険金日額)	病気	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円				
	ケガ	1日につき 1,700円					1日につき 1,700円	1日につき 4,000円
手術を受けたとき (疾病/傷害手術保険金)	病気	入院中	2万円	2万円				
		入院中以外	5,000円	5,000円				
	ケガ	入院中	1.7万円				1.7万円	4万円
		入院中以外	8,500円				8,500円	2万円
放射線治療を受けたとき (疾病放射線治療保険金)	病気	1万円		1万円				
病気・ケガで通院※したとき (疾病/傷害通院保険金日額)	病気(退院後)	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円				
	ケガ	1日につき 1,100円					1日につき 1,100円	
ケガで死亡・後遺障害を被ったとき (傷害死亡・後遺障害保険金額)	ケガ	129.8万円					129.8万円	358.8万円

●病気・ケガのコース、病気のみコースに被保険者としてご加入いただける方は、保険期間の開始時点(2019年10月1日)で生後15日～89才以下の方でかつ、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

★天災危険補償特約付コースの場合、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償の対象となります。

☆自転車利用者向けコースの対象となるケガは自転車事故に限られません。「交通事故(交通乗用具の火災等を含む)」によるケガを補償します。(交通事故危険のみ補償特約がセットされています。)

※病気による通院は病気で入院し、退院後にその病気の治療のため通院した場合のみ対象となります。

(詳細は別冊「2019年度 ケガと病気の保険 重要事項のご説明」でご確認ください。)

オプション(日常生活賠償)

●オプションのみのご加入はできません。
必ず上記基本補償のいずれかと組み合わせてご加入ください。

■保険料と保険金額表■

コース名	L1	L3
日常生活賠償 保険金額	1億円	3億円
月払保険料	120円	130円
加入限度口数	1口	1口

加入申込票の被保険者欄記載の方(本人)に加え、保険金支払事由発生時ににおいて次の関係の方が自動的に被保険者(補償の対象者)となりますので、お一人ずつご加入いただく必要はありません。

- a) 本人の配偶者
b) 本人またはその配偶者と同居の親族(注1)
c) 本人またはその配偶者と別居の未婚(注2)の子
d) 本人および(a)から(c)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(注3)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1)「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

※同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

●オプション「日常生活賠償」をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれかの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

■保険料表■

コース名		病気・ケガのコース		病気のみコース	ケガのみコース		自転車利用者向けコース	
		A	AT	C	D	DT	E	ET
		天災なし	★天災付	天災なし	天災なし	★天災付	天災なし	★天災付
月払保険料（1口あたり）	0～4才	650円	690円	120円	530円	570円	180円	230円
	5～9才	620円	660円	90円				
	10～14才	580円	620円	50円				
	15～19才	580円	620円	50円				
	20～24才	610円	650円	80円				
	25～29才	650円	690円	120円				
	30～34才	680円	720円	150円				
	35～39才	690円	730円	160円				
	40～44才	700円	740円	170円				
	45～49才	750円	790円	220円				
	50～54才	840円	880円	310円				
	55～59才	980円	1,020円	450円				
	60～64才	1,180円	1,220円	650円				
	65～69才	1,540円	1,580円	1,010円				
	70～74才	2,050円	2,090円	1,520円				
	75～79才	2,960円	3,000円	2,430円				
	80～84才	4,230円	4,270円	3,700円				
	85～89才	4,650円	4,690円	4,120円				
加入限度口数		7口（注）	7口（注）	4口	7口	7口	3口	3口

※年令は保険始期（2019年10月1日）時点の満年令でご確認ください。

※お一人で複数のコースに加入される方は取扱代理店までお問い合わせください。

●同一の被保険者が複数の基本補償に同時に加入いただく場合、疾病入院保険金日額は15,000円以内（15才未満の方については10,000円以内）、疾病通院保険金日額は10,000円以内（15才未満の方については5,000円以内）、傷害入院保険金は30,000円以内（15才未満の方については15,000円以内）、傷害通院保険金日額はすべての方について10,000円以内でご加入ください。

（注）15才未満の方は、5口限度です。

★天災付コースの場合、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償の対象となります。

下記は既にご加入いただいている方のみご継続いただけます。
新規募集は行っておりませんので、ご了承ください。

■保険料と保険金額■（1口あたり）：Bコース

保険金額	疾病入院保険金日額	750円
	入院中の疾病手術保険金	15,000円
	入院中以外の疾病手術保険金	3,750円
	疾病放射線治療保険金	7,500円
	傷害死亡・後遺障害保険金額	129.8万円
	傷害入院保険金日額	1,700円
	入院中の傷害手術保険金	17,000円
	入院中以外の傷害手術保険金	8,500円
	傷害通院保険金日額	1,100円

月払保険料	0～4才	610円	45～49才	670円
	5～9才	590円	50～54才	730円
	10～14才	560円	55～59才	810円
	15～19才	560円	60～64才	950円
	20～24才	580円	65～69才	1,180円
	25～29才	610円	70～74才	1,490円
	30～34才	640円	75～79才	2,080円
	35～39才	640円	80～84才	2,940円
	40～44才	640円	85～89才	3,220円
	加入限度口数	7口（15才未満の方は、5口限度です。）		

●被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、クラブグループの役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●保険料は、保険期間の開始時点（2019年10月1日）の満年令で決まります。翌年度継続時には継続時の満年令による保険料となり、年令区分が変わる場合には保険料が変更となります。

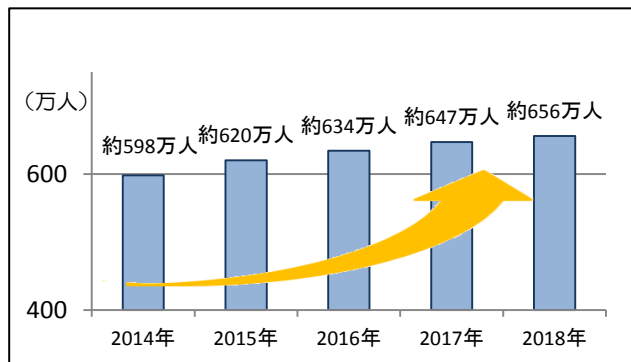
●被保険者として加入いただける方は、保険期間の開始時点（2019年10月1日）で生後15日～89才以下の方でかつ、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

他人事では
ありません！

超高齢社会到来！もし親御さまに介護が必要になったら…

＜ 要介護（要支援）認定者の推移 ＞

要介護（要支援）認定者は年々増加傾向にあります。



【出典】

（左）厚生労働省「介護給付費実態調査月報-各年4月審査分」（右）生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」

＜ 介護にかかる費用 ＞

介護環境を整えるためのまとまった一時金が必要です。

初期にかかる費用（一時費用）

住宅改造や介護用ベッドの購入等、一時的にかかった費用

●福祉用具の購入費用

●住宅の改修費

等

平均69万円

「親介護コース」に加入いただくと、親御さまが要介護状態になり、その要介護状態が30日を超えて継続した場合、一時金をお支払いします！



- 介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。
- 親介護コースの特約被保険者となれる方は、保険期間の開始時点（2019年10月1日）で満20才以上89才以下の方でかつ、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

Point

1

要介護状態*が30日を超えて継続した場合、**親介護一時金額の全額**を親御さまにお支払いします。

※公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態。
（詳細は、別冊「2019年度 ケガと病気の保険 重要事項のご説明」の「※印の用語のご説明」をご参照ください。

2

親御さまはこのコースのみにご加入いただくことも可能です。

●親御さまは、別居・同居、血族・姻族を問いません。
最大2名まで加入いただけます。

3

親御さまは**満89才まで**にご加入いただけます。

●健康状態に関する質問にご回答いただきます。
（基本セットにご加入の被保険者ご本人に代理でご署名いただきます。）

■保険料と保険金額■（1口あたり）

コース名		P					
	本人の補償 (被保険者)	親御さまの 補償 (特約被保 険者)	月払保険料				
傷害死亡・後遺障害 保険金額	100万円	—	100円				
親介護一時金額 (親御さまおひと りあたり) ※親御さまの年令は、 2019年10月1日 時点の満年令でご 加入ください。	—	100万円	親御さま (特約被保 険者)の年令	20～44才	10円	65～69才	530円
				45～49才	20円	70～74才	1,210円
				50～54才	40円	75～79才	2,690円
				55～59才	100円	80～84才	6,950円
				60～64才	230円	85～89才	14,040円
加入限度口数			5口				

団体総合生活補償保険（個賠型）

ゴルフ中の賠償責任、ケガ、用品の損傷、ホールインワン・アルバトロスを補償します。

●被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、クラブグループの役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

■保険料と支払限度額・保険金額■（1口あたり）

コース名		G
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	400万円
	傷害入院保険金日額	6,000円
	傷害通院保険金日額	4,000円
	ゴルファー賠償責任保険金額	3,000万円
	ゴルフ用品補償保険金額	20万円
	ホールインワン・アルバトロス費用補償保険金額	30万円
月払保険料		500円
加入限度口数		1口

※1 免責金額はありません。

※2 保険期間中のゴルフ場敷地内におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガの治療のため、傷害入院保険金の支払対象期間中に手術を受けた場合、下記のとおり傷害手術保険金をお支払いします。
入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍



注意事項

原則として、セルフプレー時に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象にはなりません！

（セルフプレー時等キャディを同伴しない場合のお支払対象については、別冊「（2019年度）ケガと病気の保険 重要事項のご説明」の「保険金をお支払いする主な場合」（14ページ）をご参照ください。）



〔ホールインワン・アルバトロス費用について〕
同伴競技者、同伴キャディのほか、ゴルフ場使用人・ゴルフ場内売店運営業者・ワンオン・イベント業者・先行・後続のパーティプレイヤー等のいずれかの目撃証明書がある場合に限りお支払いします。

（詳細は別冊「2019年度 ケガと病気の保険 重要事項のご説明」をご確認ください。）

学生・子ども総合保険



お子さまのさまざまな事故によるケガを補償します。



扶養者の方がケガにより死亡されたり、重度の後遺障害になられた場合の育英費用もカバー！

■保険料と保険金額■（1口あたり）

コース名		K
傷害保険金	死亡・後遺障害保険金額	25万円
	後遺障害保険金の追加支払倍数	5倍
	入院保険金日額	2,500円
	入院中の手術保険金	25,000円
	入院中以外の手術保険金	12,500円
	通院保険金日額	1,900円
育英費用保険金額		380万円
月払保険料		820円 ^(注)
加入限度口数		5口

●育英費用補償がセットされています。補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれかの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。（詳細は別冊「2019年度 ケガと病気の保険 重要事項のご説明」をご確認ください。）

●被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、クラブグループの役員・従業員のお子さまのうち、下記の①・②のいずれかに該当する方です。

- ① 保険期間の末日（2020年10月1日時点）において満23才未満の方
- ② 学校教育法に定める以下の学校の学生・生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）
大学／大学院／短期大学／高等学校／高等専門学校／特別支援学校の高等部／専修学校／各種学校（ただし、義務教育を修了した方などに限ります。）

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

（注）左記は職種級別A（学生等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

団体長期障害所得補償保険（GLTD）

長期間働けなくなることは、誰にでも起こる可能性があります。

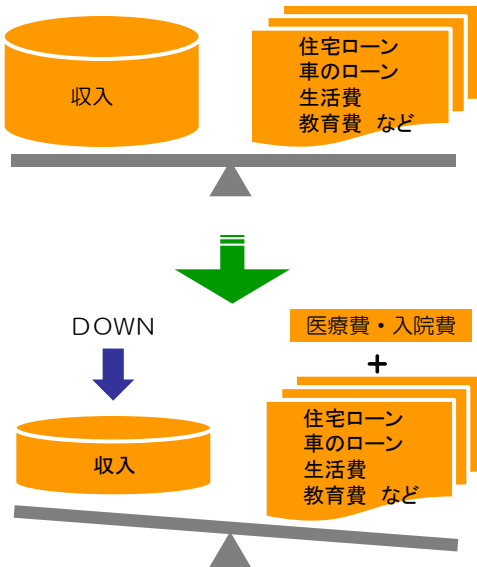
そこで、**団体長期障害所得補償保険（GLTD）**をおすすめします。

- 被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、クラブウグループの役員・従業員で、保険期間の開始時点で満18才以上59才以下の方かつ、健康状況告知の結果、加入できると判定された方に限ります。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

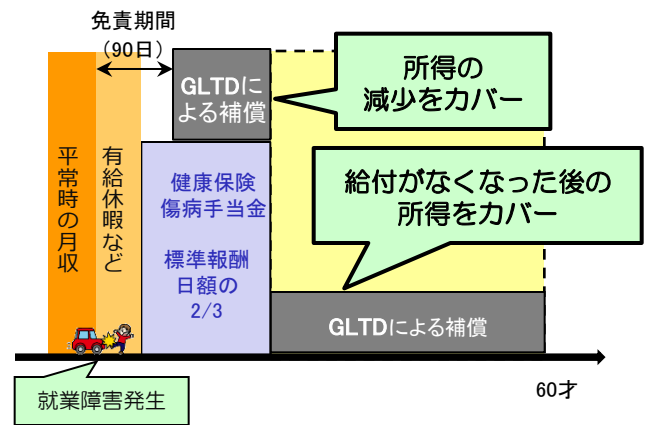


もしケガや病気で働けなくなったら・・・



GLTDは働けなくなったときの所得減少をカバーします。

（イメージ図）

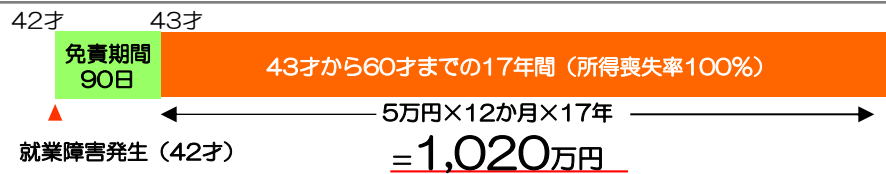


保険金のお支払例

☆GLコースに1口加入の場合 てん補期間中における就業障害である期間1か月について、次の算式によって算出した額とします。

（保険金算出の計算式） 保険金額（支払基礎所得額） × 所得喪失率 × 約定給付率（一律100%）

43才になる90日前に交通事故にあい、免責期間終了後も全く働けない状態が60才まで続いた場合



このケースでは17年間、毎月5万円、合計1,020万円が支払われます。

■ 保険料と保険金額（支払基礎所得額） ■（1口あたり）

コース名	GL
保険金額	5万円

	性別	男性	女性
	加入年齢		
月払保険料	18～19才	419円	319円
	20～24才	419円	319円
	25～29才	441円	445円
	30～34才	530円	589円
	35～39才	679円	834円
	40～44才	930円	1,082円
	45～49才	1,233円	1,407円
	50～54才	1,402円	1,511円
	55～59才	1,329円	1,293円
加入限度口数		4口	

<条件>

定額型

補償期間(てん補期間)：満60才に達した日まで(3年に満たない場合は、3年)

※60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

免責期間：90日

精神障害補償特約（支払限度24か月）・妊娠に伴う身体障害補償特約※

※現在、妊娠中の方については、妊娠に伴う身体障害補償特約をセットできません。

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

平均月間所得額*の50%以内で保険金額を設定してください。

- 所得補償保険に加入されている方は合計の保険金額が平均月間所得の50%以内となるように設定してください。

※平均月間所得額とは、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月の被保険者の所得の平均月間額をいいます。

- このコースにご加入の場合、年齢は保険期間の開始時点（2019年10月1日）の満年齢でご加入ください。

（詳細は別冊「2019年度 ケガと病気の保険 重要事項のご説明」をご確認ください。）

お申込方法

■新しく加入される方

「加入申込票」の「新規に加入する」に○をし、記入・署名のうえ、加入申込票提出締切日までに
ご提出ください。



■前年から加入されている方

①前年とご加入内容に変更のない方：自動継続方式

前年から加入されている方（既加入者）は、ご加入内容に変更のない場合、「加入申込票」のご提出は不要です。

＜自動継続の取扱いについて＞

前年にご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（ご年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）なお、学生・子ども総合保険については、始期日時時点で被保険者が22才以上の場合には自動継続とならないため、個別に加入内容のご確認をさせていただきます。ご了承ください。

②ご加入内容の変更、被保険者の追加・削除をご希望の方

「加入申込票」の「内容を変更する」に○をし、変更内容を記入・署名のうえ、加入申込票提出締切日までに
ご提出ください。

③継続されない方

加入申込票の「継続加入しない」に○をし、ご署名のうえ、加入申込票提出締切日までに
ご提出ください。

ご退職時のお手続き（OB制度継続）

■ご退職後も団体割引等が引き続き適用となり、継続して加入いただけます！

ご退職時には、別途お手続きが必要です。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



■継続できます■



団体総合生活補償保険（MS&AD型）

- 病気・ケガのコース
- 病気のみコース
- ケガのみコース
- 親介護コース

■継続できません■



団体総合生活補償保険（MS&AD型）

■自転車利用者向けコース

団体総合生活補償保険（個賠型）

団体長期障害所得補償保険（GLTD）

学生・子ども総合保険

＜ご連絡・お問い合わせ先＞

代理店・扱者

恒栄商事株式会社

TEL：06-6261-8219 FAX：06-6261-8263

コウエイニハヤク

通話料無料：0120-581289

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2丁目4番31号 クラボウ本社ビル3階

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社